## 別添地方4A

地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

## 第一号法定受託事務

手続名	根拠法令名・根拠規定		オンライン化できない理由(内容)等
一般旅券の発給申請(一 部)	旅券法 3 条 1 項	旅券法施行規則2条2項	国内での申請は、一時帰国者を除いて、住所地を管轄する都道府県で行うこととなっている(施行規則2条2項)。しかし、居所での申請のうち、国内に住所を有しない一時帰国者が行う申請は、国内の認証サービスを利用することができないので、個別に出頭が必要である。また、国内の住所地の都道府県以外の都道府県で行う居所申請は、当該都道府県で申請受理が可能かどうかを判断するため、申請者の居住実態が住所に準ずるものかどうかを確認する必要がある。このため、申請者から賃貸借契約書、公共料金領収書、郵便物等の提示を求めている。
		旅券法施行規則5条1項ただし書	申請者が、旅券券面上の氏名表記について、ヘボン式ローマ字(旅券法施行規則5条2項)ではなく、例外的な表記(例えば、戸籍名を外国式で表記する場合、括弧書きで別名を併記する場合等)を求める場合に、申請者より当該表記を行う必要性及び、旅券、出生証明書等の表記を証明する公的書類等の提示を受ける必要がある。
		旅券法施行規則2条5項6号	都道府県知事は、法3条1項の申請のうち、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している(ほぼ即日で対応している)。
	旅券法4条の2ににし書		法4条の2ただし書に基づき、外務大臣又は領事官は、一人一冊の原則に反して、一般旅券の発給を二重に受ける場合には、その必要性(アラブ・イスラエル等の対立地域への渡航等)の説明を受ける必要があり、また、右を認めて発給を行う場合には、法5条2項に基づき旅券の有効期間、渡航先の特定を行う必要がある。
			一般旅券の申請又は渡航先の追加申請に際して、申請者が旅券受給資格の欠格事項を 定めた法13条1項各号(5号除く)に該当することが、同人からの自己申告等から判 明した場合には、個別に慎重な審査を要するので、申請者との対面審査が必要である。
	旅券法 5 条 3 項		法5条3項に基づき申請者が外務大臣の指定する地域に渡航しようとする場合には、 渡航先を特定する他、旅券の種類及び有効期間に係る個別判断が必要である。
一般旅券の渡航先の追加	旅券法9条		法8条1項に基づく一般旅券の渡航先の追加は、その旅券自体が、特定の必要性に基づいて発給された限定旅券(法4条の2、法5条2項及び同3項)であるので、改めて渡航先を追加する場合でも、その必要性及び追加すべき渡航先を特定する必要があり、申請者との対面審査が必要である。
一般旅券の有効期間内新規 発給(一部)	旅券法11条		法10条の2第3号の手続は、法10条の2第1号及び同2号に該当しない場合で、 外務大臣又は領事官が申請者の保護又は渡航の便宜のために必要なとき(例えば、滞在 査証の取得に、2年以上の旅券の残存有効期間を求める場合等)に例外的に認める手続 であり、右必要性の認定のため対面審査が必要である。
一般旅券の交付	旅券法8条1項及びこの準用		一般旅券の交付は、旅券冊子という電子化困難な現物が手続の対象であり、また、対 面審査による本人確認が必要である。
所 管 手 続 数 合 計	4		

1/1 別添地方4A